

独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

概要

この奨学金は、学力、人物とも優秀であり、経済的理由により修学困難と認められる学生に奨学金を貸与することにより、教育の機会均等に寄与することを目的としています。
貸与型奨学金のため返還の義務があり、卒業後に必ず返還しなくてはなりません。

※以下では貸与型の奨学金についてのみ説明しています。高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）については、P. 21 に掲載しています。

◆**在学採用** …**第一種奨学金**（無利子貸与）と**第二種奨学金**（有利子貸与）があります。

第一種奨学金（無利子貸与）

募集時期	4月上旬（学生部 Web サイト、Port Hepburn、掲示板を確認すること）			
貸与月額 (右記から選択)	2018年度以降入学生		2017年度以前入学生	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
	20,000円	20,000円	30,000円	30,000円
	30,000円	30,000円	54,000円	54,000円
	40,000円	40,000円		64,000円
	<u>54,000円</u> ※	50,000円		
		<u>64,000円</u> ※		
貸与期間	最短修業年限内			
利子	無利子			
返還	卒業後、日本学生支援機構の定める方法により返還			
採用者数	2021年度においては機構が定めた基準を満たした希望者は全員採用			

※下線付きの月額は、家計支持者の年収が一定の条件を満たす方のみ選択可能です。条件を満たさない場合は希望通りの月額とならないことがありますのでご注意ください。

第二種奨学金（有利子貸与）

募集時期	4月上旬（学生部 Web サイト、Port Hepburn、掲示板を確認すること）
貸与月額 (右記から選択)	20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円、70,000円、80,000円、90,000円、100,000円、110,000円、120,000円
貸与期間	最短修業年限内
利子	有利子（利率は貸与終了時に決定。利率上限年3%） P. 12②も参照
返還	卒業後、日本学生支援機構の定める方法により返還
採用者数	2021年度においては機構が定めた基準を満たした希望者は全員採用

◆応募資格 … ①学力基準、②家計基準の両方を満たしていることが必要です。

①学力基準

学 年	対象となる成績	第一種奨学金	第二種奨学金
1 年次生	高校成績※1	評定平均 3.5 以上※2	学年平均水準以上
上級生	大学成績	各学年学科 上位 3 分の 1 以内※2	前年度までの取得単位数が 標準単位数を満たしている

※1. 1 年次生は、高校成績の基準に満たなくても入試成績等、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

※2. 2017 年度以降に入学した方は、生計維持者が住民税非課税の場合、学力基準は適用されません。

②家計基準（前年の収入金額が対象。下表は目安であり、上限額は世帯の人数や状況により異なる。）

収入・所得の上限額の目安（4人世帯の場合）（単位：万円）

本人の 通学形態	第一種奨学金		第二種奨学金		第一種・第二種併用	
	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外
自 宅	804	396	1147	739	753	353
自宅外	851	443	1194	786	808	400

※上表の金額は 2021 年度奨学金案内より引用しています。

詳細は、別冊子『2022 年度 貸与奨学金案内 奨学金を希望する皆さんへ』を参照してください。

◆保証制度 … **人的保証**と**機関保証**の 2 つがあります。申込時にどちらかを選択します。

	人的保証	機関保証
保証者	連帯保証人と保証人各 1 名が必要 ※1	保証機関(日本国際教育支援協会)
申込時 手 続	連帯保証人、保証人の承認を得て スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力	スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力
採用時 手 続	連帯保証人の「印鑑登録証明書」 および「収入に関する証明書」、 保証人の「印鑑登録証明書」を提出	「保証依頼書」を提出
保証料	なし	毎月の奨学金貸与額から天引（返還金額は保証料を含む貸与額総額）※2
本人延滞時 の返済	本人に代わり連帯保証人、保証人の順に 返済の義務を負う	本人に代わり保証機関が代位弁済、 その後保証機関が本人に請求

※1. **連帯保証人**：原則として父母またはそれに代わる方。

保 証 人：本人・連帯保証人とは別生計で父母を除く 4 親等以内の成人親族かつ採用時に 65 歳未満の方。

※2. 保証料の目安は、別冊子『2022 年度 奨学金案内 奨学金を希望される皆さんへ』を参照。

◆**返還** … 卒業後に返還。「月賦返還」と「月賦・半年賦併用返還」の2種類があります。

第一種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48ヵ月）

通学形態	貸与月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)
自宅	54,000円	2,592,000円	14,400円	180回(15年)
自宅外	64,000円	3,072,000円	14,222円	216回(18年)
自宅・自宅外	30,000円	1,440,000円	9,230円	156回(13年)

・猶予年限特例

第一種奨学金の貸与を受ける学生のうち家計状況が特に厳しい世帯の学生を対象とし、奨学金の貸与終了後、一定の収入を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予する制度です。対象者には学生部より採用確定後、個別にお知らせします。

・所得連動返還方式

年収に応じた返還月額により返還する制度で、新規に第一種奨学金の貸与を受ける場合に選択できます。保証制度は機関保証の選択が必須となります。

第二種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48ヵ月）

①利率 3.0%（制度上の上限利率、利率固定方式・定額返還）と仮定した場合

貸与月額	貸与総額	返還総額 (元金+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
30,000円	1,440,000円	1,761,917円	11,293円	156回(13年)
50,000円	2,400,000円	3,018,568円	16,769円	180回(15年)
80,000円	3,840,000円	5,167,586円	21,531円	240回(20年)
100,000円	4,800,000円	6,459,510円	26,914円	240回(20年)
120,000円	5,760,000円	7,751,445円	32,297円	240回(20年)

②利率 0.27%（2022年1月時点 利率固定方式・定額返還：0.268%）と仮定した場合

貸与月額	貸与総額	返還総額 (元金+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
30,000円	1,440,000円	1,467,412円	9,406円	156回(13年)
50,000円	2,400,000円	2,452,285円	13,623円	180回(15年)
80,000円	3,840,000円	3,950,009円	16,458円	240回(20年)
100,000円	4,800,000円	4,937,543円	20,573円	240回(20年)
120,000円	5,760,000円	5,925,075円	24,687円	240回(20年)

※第二種奨学金返還額

貸与終了月の利率を元に算定される為、実際の返還額は上記の金額と異なります。

◆**緊急・応急採用** … 「緊急採用」（第一種奨学金）と「応急採用」（第二種奨学金）があります。

家計の急変（家計を支えている方の失職、病気、破産、災害による被災等）により緊急に奨学金を必要とする場合は、随時学生課窓口で相談してください。

◆申込みから採用までの流れ

《大学からの新規申込者》

大学Webサイトにて
手続き方法を確認 **4月
月上旬**

大学指定の締切日までに
出願 **4月
月中旬**

* IDとパスワードを入手

Web (スカラネット) で
申込内容を入力 **最終
5/6**

機関宛に
マイナンバーを提出 **最終
5/13**

学内審査

日本学生支援機構での審査

採用者の発表 **7月
月上旬**

初回振込日 7/11(月)

採用手続きについて
個別に連絡 **7月
月下旬**

個別に奨学生証や返還誓約書など
を郵送します。

まだ正式採用では
ありません！！

返還誓約書の提出 **8/19
締切**

《高校からの予約採用候補者》

大学Webサイトにて手続き方法を確認
※「予約採用候補者決定通知」を提出 **4月
初旬**

* 引き換えにIDとパスワードを入手

まだ正式採用では
ありません！！

Webで「進学届」を提出 **最終
5/23**

進学届提出期限		初回振込日
第1回	4月7日(木)	⇒ 4月21日(木)
第2回	4月21日(木)	⇒ 5月16日(月)
第3回	5月23日(月)	⇒ 6月10日(金)

* 提出時期により初回の振込日が違います

採用手続きについて
個別に連絡

* 採用手続きについては、採用後に
Port Hepburnでお知らせします。

個別に奨学生証や返還誓約書など
を郵送します。

まだ正式採用では
ありません！！

奨学生カード
返還誓約書の提出

進学届の提出時期		返還誓約書提出期限
第1回	⇒	6月上旬
第2回	⇒	6月下旬
第3回	⇒	7月下旬

* 進学届の提出時期により期限が異なります

* 日程の詳細については別途お知らせします

正式採用

期日までに返還誓約書を提出しないと・・・

奨学金の振り込みは止められ、採用は取り消されます。

加えて、それまでに振り込まれた奨学金を直ちに一括で返戻しなくてはなりません。

Port Hepburnを定期的に確認し、

返還誓約書の提出を期日までに必ず行ってください！！

◆新規出願時の提出書類について

必ず全員提出

- ① **奨学生カード** *別紙 記入例を参照*
奨学金を初めて出願する人は全員提出します。
在学中は大学が責任を持って保管します。
- ② **確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書**
- ③ **スカラネット入力下書き用紙** *別紙 記入例を参照*
別紙 記入例 を参照して記入漏れのないようにしてください。
出願時に内容を添削して返却します。後日 Web 入力のために必要になります。
- ④ **収入に関する証明書類チェックシート**
父母の収入状況について確認の上、記入して提出してください。

<MEMO>

該当者のみ提出

*⑤・⑦の証明書類には、必ず余白に
学籍番号と氏名を記入してください

⑤ 父母の収入に関する証明書類 *大学所定の様式以外はコピーでも可*

④のシートで「はい」を選択した項目について、次ページの一覧を参照し、必要な提出書類を父母それぞれについて提出してください。

職業形態	状況	提出書類
自営業 (不動産収入等も含む)	2020年1月から12月の間に営業を始めた	2021年(令和3年)分 「確定申告書(控)」※1
	2021年1月以降に営業を始めた (確定申告書の金額が1年分でない場合)	2021年(令和3年)分 「確定申告書(控)」※1 および「所得報告書」※2
	海外赴任や病気等により マイナンバーの提出ができない	
	2022年に2021年と比べて 大幅な減収が予想される	
会社員・公務員 パート・派遣社員等 給与取得者 (時給制給与所得者含む)	2020年1月から12月の間に就職した	2021年(令和3年)分「源泉徴収票」
	2021年1月以降に就職している (源泉徴収票の金額が1年分でない場合)	「給与支払(見込)証明書」※3
	海外赴任や病気等により マイナンバーの提出ができない	<パート等で発行依頼できない場合> 直近3か月分の「給与明細」および 2021年(令和3年)分「源泉徴収票」(ある 場合のみ)
	2022年中に退職予定	
	2022年に2021年と比べて 大幅な減収が予想される	
確定申告をしている場合は上記「源泉徴収票」の代わりに「確定申告書(控)」※1を提出		
無職※4	失業中で雇用保険を受給中(失業手当)	「雇用保険受給資格者証」
	2020年1月以降に退職し、現在は無収入	「離職票」等退職の事実がわかる書類 もしくは「収入に関する事情書」※3
その他	年金受給中(老齢年金、遺族年金等)	2021年(令和3年)分「源泉徴収票」 または最新の「振込通知書」
	傷病手当受給中	「傷病手当金通知書のコピー」 (全国健康保険協会等より交付)
	養育費や祖父母等からの援助を受けている	「援助年額について」※2 および「収入に関する事情書」※3

※1. ①「第一表」および「第二表」に、②「収支内訳書(控)」または「青色申告決算書(控)」を添付して提出してください。

※2. 大学所定の様式があります。学生部 Web サイトから印刷可能です。
提出の際は、直近3か月分の帳簿等のコピーを添付してください。

※3. 大学所定様式を学生部 Web サイトから印刷してください。

※4. 税の申告を行っていない場合、すみやかに県民税・市民税の申告を行い、
本人控の写しを大学へ提出してください。

※5. 上記以外の各種手当を受給している場合は、学生課に相談してください。

⑥ 出身高校の調査書(評定平均値記載のもの) ※新入生のみ

成績証明書ではなく必ず評定平均値の入ったものを提出してください。
入学試験用に準備したものでかまいません。

⑦ 特別事情に関する証明書

下表を参照して該当する事情がある場合は、自己申告により該当する証明書類を提出することで、所得認定に際して特別控除を受けることができます。

- ・ 該当項目が複数ある場合は該当の証明書類すべてを提出してください。
- ・ 出願時に証明書類の提出がない場合は、特別控除の対象とはなりません。

家庭事情	状況	提出書類	発行所
長期療養中の方 が いる	同居（同一生計も可）の家族に6か月以上入院・自宅療養または今後6か月以上療養が必要な方がいる。	医療費および薬代の直近3ヶ月分の領収書※1 (コピー可)	病院・薬局他
障がいのある方 が いる	同居（同一生計も可）の家族に障がいのある方がいる。	「障害者手帳」 (コピーのみ)	市区町村役場
介護が必要な方 が いる	同居（同一生計も可）の家族に常に就床を要し、複雑な介護を必要とする方がいる。（控除の対象となる目安は要介護度3以上）	「介護保険被保険者証」 「認定通知書」他 (コピーのみ)	市区町村役場
単身赴任中の方 が いる	家計を支えている方が単身赴任をしている。	赴任先の ・住居費 ・電気代 ・ガス代 ・水道代 直近3ヵ月分の領収書 住居費の補助があれば それがわかるもの※2 (コピー可)	—
火災・風水害・地震等の被害 に 遭った	出願から1年以内に火災・風水害・地震等の被害に遭った	「罹災証明書」※1 (コピー可)	市区町村役場

※1. 医療費の支出・災害等の被害に対し、保険・損害賠償等による補てんを受けている場合は、その金額がわかるものを添付してください。

※2. 住居費等に会社の補助があればその分を除きます。駐車場代は対象となりません。

⑧ 地方創生枠推薦者決定通知

地方創生枠に該当する方は、第一種奨学金の応募資格を満たしていれば、推薦枠に関わらず推薦できます。

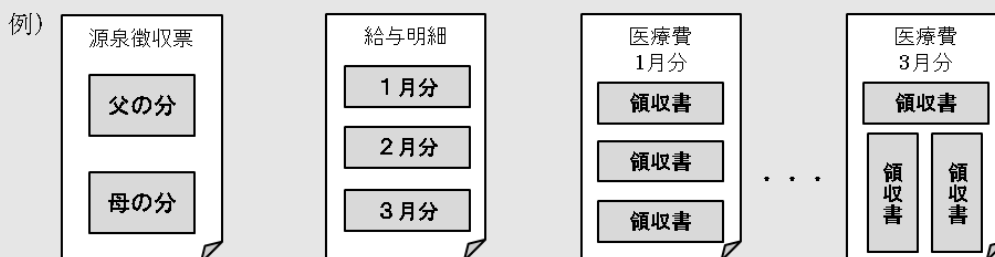
不明な点は事前に学生課にお問い合わせください。

また、家計の状況に応じて個別に書類の提出を求めることがあります。あらかじめご了承ください。

コピーをする時は・・・

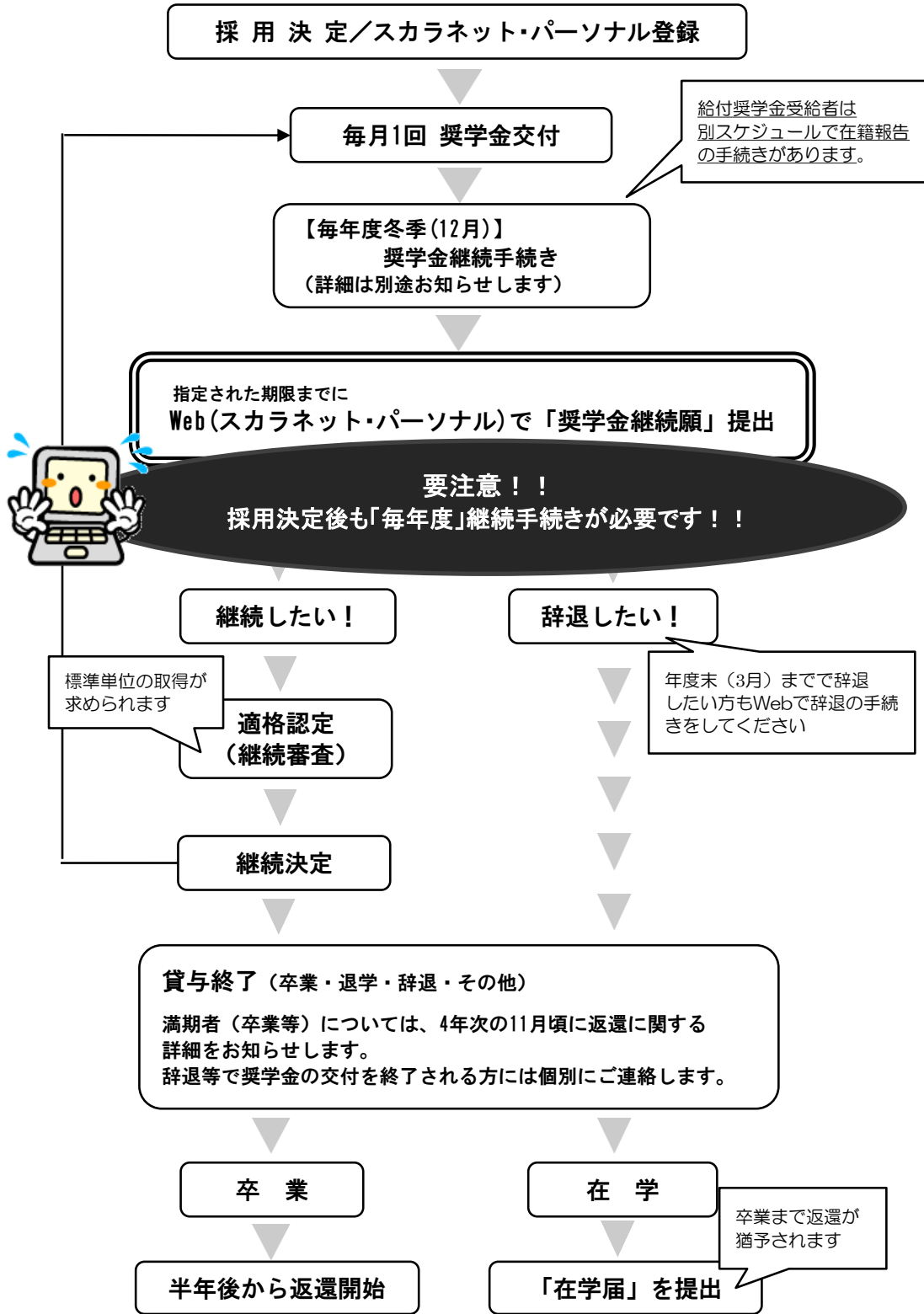
必ずA4サイズ用の紙を使用してください。

また、同じ項目について証明書が複数枚ある場合は、下記例のように種類ごと人物ごとにまとめてコピーしてください。領収書等の原本を提出する時にも、A4用紙に貼付するようにしてください。



◆【貸与奨学金】採用から返還開始までの手続きについて

《大学新規申込者・高校予約採用者共通》



奨学金の返還を延滞すると・・・
 年3%の延滞金が課せられるほか、個人信用情報機関に個人情報が登録され、クレジットカードが作れなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。
 減額返還制度や返還猶予制度もありますので、返還が困難な状況に陥った場合は、実際に延滞してしまう前に、必ず日本学生支援機構に相談してください。

◆【給付奨学金】採用から給付終了までの手続きについて

《大学新規申込者・高校予約採用者共通》

採用決定/スカラネット・パーソナル登録

毎月1回 奨学金交付

【毎年度4・7・10月】
○在籍報告の入力
(スカラネット・パーソナル)
※詳細は別途お知らせします。

【毎年度9月】
適格認定(家計審査)
※マイナンバーを通して、機構が家計審査を行います。
家計審査の結果、継続の可否・支援区分の見直しが行われ、10月の奨学金から反映されます。

【毎年度12月】
○奨学金継続手続き
(スカラネット・パーソナル)
※詳細は別途お知らせします



★要注意★

採用後も「毎年度」在籍報告・継続手続きが必要です！
手続きがなされない場合は、『廃止』処理となります！

継続したい！

辞退したい！

標準単位の取得が
求められます

適格認定
(学業審査)

年度末(3月)までで辞退
したい方もスカラネット・
パーソナルで手続きをして
ください

継続決定

給付終了(卒業・退学・辞退・その他)

学業を疎かにすると・・・

自身の取得単位数が標準取得単位数(卒業要件単位数÷4×在籍年数)を
満たさない場合、奨学金が「廃止(支援打ち切り)」となる可能性があります。
※単位僅少の場合、すでに支給された奨学金・授業料減免の返還を求められる
こともあります。

◆こんな時どうする？

よくある相談や変更希望について紹介します。

- ・ 各手続きに必要な書類は各校舎の学生課で配布します。
- ・ 手続き内容により学生部 Web サイトからダウンロードできる書類もあります。

詳細は下記を参照してください。

https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/scholarship_information/

(大学 Web サイトトップページ⇒学生生活⇒学費・奨学金⇒奨学金)



月額を増額したい (貸与のみ)

大学に「月額変更願」を提出する翌月分からの増額が可能です。人的保証の方が増額する場合は、「月額変更願」への連帯保証人および保証人の署名・捺印(実印)と「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意(署名・捺印)が必要です。

月額を減額したい (貸与のみ)

当該年度内において、本人の希望する月から変更が可能です。ただし、遡って減額する場合の差額は、これから振り込まれる奨学金と相殺します。申請する時期によって遡れる期間が変わりますので、詳細は学生課に相談してください。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意(署名・捺印)が必要です。

保証制度を変更したい (貸与のみ)

人的保証から機関保証への変更のみ可能です。ただし、貸与開始から機関保証への変更月までの保証料を一括で支払うことが必要となります。一括保証料はすでに貸与された額に応じた金額となりますので、状況によってはかなり高額となります。機関保証への変更を行う必要が生じた場合は早めに手続きを行うようにしてください。

利率の算定方法(第二種奨学金)を変更したい (貸与のみ)

申込時に選択した「利率の算定方法」(固定方式・見直し方式)を変更することができます。変更は貸与中の一定期間のみとなりますので、希望する方は早めに学生課に相談してください。なお、入学時特別増額貸与奨学金については申込状況により変更の可否が異なります。

連帯保証人・保証人を変更したい (貸与のみ)

新たに連帯保証人または保証人になっていただく方の自署と押印、印鑑登録証明書(連帯保証人は併せて収入に関する証明書)が必要です。

住所が変わった

貸与の場合

住民票上の住所に変更があった場合は、「住所変更届（本人・連帯保証人・保証人）」の提出が必要です。

(2019年度以降に入学し、奨学金申込時にマイナンバーを提出済みの方は本人住所のみ「住所変更届」は不要です。貸与終了以降にスカラネットパーソナルから自身で変更してください。)

給付の場合

通学形態(自宅・自宅外通学)が変更になる場合は、「通学形態変更届」の提出が必要です。また、これにより受給月額も変更となります。

通学形態(自宅・自宅外通学)に変更がない場合は、在籍報告(スカラネットパーソナルより毎年4、7、10月に実施)にて新しい住所を申告してください。

なお、一人暮らし先など、住民票上以外の住所変更についても学内手続きがあるため、随時学生課まで申し出てください。

留学が決定したので、留学中も奨学金を受給したい **貸与・給付共通**

休学せずに留学する場合、留学先が大学や大学に準ずる高等教育機関であれば、留学中も継続して奨学金を受けることができます。詳細は学生課に確認してください。

なお、いわゆる「語学留学」やワーキングホリデー等での休学を伴う留学の場合は、奨学金を休止する必要がありますので、休学の意思が決まり次第すぐに学生課に相談してください。

※留学が決まってから新規に奨学金を申し込みたい場合※

日本学生支援機構には、留学中のみ奨学金を貸与する制度があります。通常の申し込みと同様、申請時期が定められていますので、希望する場合は早めに学生課に相談してください。

奨学金を辞退したい **貸与の場合**

受給している奨学金が不要な場合、まずは速やかに学生課まで申し出てください。奨学金の振込保留を行います。その後、所定の手続きを行った上で辞退となります。なお、貸与奨学金については、在学猶予手続きを行うと、在学中は返還が猶予され、卒業の翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。

休学したい **貸与・給付共通**

休学中は、奨学金を受給することができません。休学中は「休止」となります。休学前に所定の手続きが必要となりますので、学生課まで申し出てください。休止手続きが休学開始日以降となった場合、休学中の奨学金については振込超過となり、貸与型・給付型とも超過分の返戻が必要となります。

なお、復学した後は、休学前と同様に奨学金を借りることが可能です。「復活」の手続きが必要となりますので、復学の意思が決まり次第学生課にご連絡ください。ただし、休止時に振込超過が発生した場合、超過分の返戻を完了していることが復活の条件となります。

退学したい **貸与・給付共通**

退学すると、奨学金の受給資格を喪失するため、速やかに学生課に申し出てください。

貸与奨学金の場合、退学後の返還の為に所定の手続きが必要となります。手続きが遅れた場合には振込超過分の返戻が必要になりますのでご注意ください。なお、返還は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から始まります。

停学等の懲戒処分を受けた **貸与・給付共通**

大学から懲戒処分を受けた場合、奨学金については「廃止」あるいは「停止」となります(※)。

学生課にて所定の手続きが必要となりますので、学生課から連絡が入り次第、速やかに対応してください。

※「廃止」：奨学生の資格を失い、奨学金受給は即時打ち切りとなります。

「停止」：一定期間、奨学金を受給できなくなります。

手続きする校舎を変更したい(2年次生) **貸与・給付共通**

原則3年次生(国際学部生を除く)から白金校舎での取り扱いとなりますが、2年次生でも横浜校舎での履修が週0~1日である場合は、白金校舎での取り扱いに変更することができます。変更を希望する場合は、学生証およびPort Hepburnから印刷した「履修登録確認表」を持参し、学生課窓口で申請してください。

※上記の条件を満たしていても、国際学部生は校舎変更手続きをすることはできません。

以上に該当しないケースについては、まずは学生課に相談してください。

なお、日本学生支援機構の奨学金制度改変等により、記載した手続き方法や内容が変更になることがあります。